

# 男女共同参画センターえる 事業概要

## (平成27年度事業実績)

練馬区 総務部 人権・男女共同参画課

この冊子は、練馬区立男女共同参画センターえーるの平成 27 年度事業実績  
を取りまとめ事業概要として作成したものです。ご高覧いただき、男女共同参  
画センターえーるの事業をご理解いただくための資料としてご活用いただけ  
れば幸いです。

平成 28 年 9 月

練馬区総務部人権・男女共同参画課

## 目次

### 施設のあらまし

1 設置目的 .....	1
2 沿革 .....	1
3 施設の概要 .....	1

### 事業のあらまし

#### 男女共同参画の学習および交流推進事業

1 男女共同参画講座 .....	3
2 区民企画講座 .....	8
3 男女共同参画センターえるフェスティバル .....	10

#### 男女共同参画団体等に対する活動の場の提供に関する事業

1 貸出施設の利用 .....	13
2 利用状況 .....	15

#### 相談事業

1 事業内容 .....	18
2 相談実績 .....	18

#### 男女共同参画に関する調査・研究、資料収集、情報提供事業

1 事業内容 .....	21
2 図書・資料室案内 .....	21
3 図書・資料室利用状況 .....	22
4 情報提供 .....	22

### 資料

男女共同参画センター運営委員会開催状況 .....	23
練馬区立男女共同参画センター条例 .....	24
練馬区立男女共同参画センター運営委員会設置要綱 .....	29

## 施設のあらまし

### 1 設置目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とします。

### 2 沿革

昭和55年(1980年)	「練馬区婦人問題連絡協議会」設置(企画部)
昭和56年(1981年)	区民活動課婦人問題担当主査設置 区立婦人会館に関する陳情書採択
昭和57年(1982年)	「婦人問題懇談会」設置
昭和60年(1985年)	「練馬区婦人行動計画」策定 練馬区婦人問題懇談会提言 「練馬区立婦人会館の建設・管理運営についての基本的な考え方について」
昭和62年(1987年)	練馬区立婦人会館開館
昭和63年(1988年)	婦人会館運営委員会設置
平成3年(1991年)	「練馬区女性行動計画(改定)」策定 女性課設置 練馬区立婦人会館を練馬区立練馬女性センターに改称
平成8年(1996年)	「練馬区第3次女性行動計画」策定 練馬女性センター開館10周年
平成11年(1999年)	組織改正により女性課の所属が生活文化部から総務部に変更
平成13年(2001年)	「練馬区男女共同参画計画」策定
平成14年(2002年)	女性課と同和対策担当課を統合し、「人権・男女共同参画課」に組織改正
平成18年(2006年)	練馬区公共施設予約システム導入
平成18年(2006年)	窓口業務と施設の管理業務を指定管理者へ移行 (NPO法人 練馬区障害者福祉推進機構) 練馬女性センター開館20周年
平成20年(2008年)	練馬女性センターの愛称「えーる」を、施設の名称と併せて使用開始
平成22年(2010年)	練馬区立男女共同参画センターに改称、愛称「えーる」も継続
平成24年(2012年)	講座等事業の業務を新たに指定管理者へ移行
平成26年(2014年)	相談室に相談支援担当係を置き、練馬区配偶者暴力相談支援センターの機能整備
平成28年(2016年)	練馬区立男女共同参画センターえーる開館30周年

### 3 施設の概要

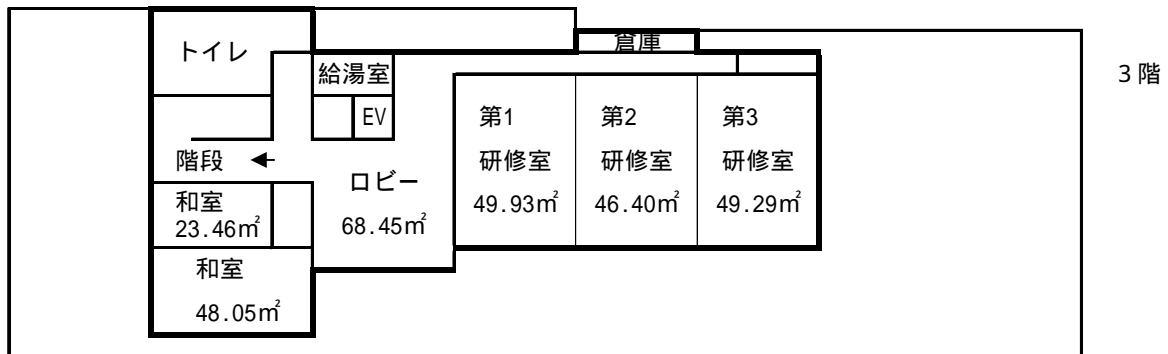
- (1) 名称 練馬区立男女共同参画センターえーる
- (2) 所在地 東京都練馬区石神井町8丁目1番10号
- (3) 構造・規模 鉄筋コンクリート造3階建  
(石神井町つつじ保育園、石神井町学童クラブ、都営住宅を併設)  
男女共同参画センター部分の延床面積  
1,676㎡ (1階349㎡、2階884㎡、3階443㎡)
- (4) 開館 昭和62年(1987年)4月1日
- (5) 施設の内容

	施設名	定員	
3階	第1研修室	30人	講座、講演会、会議等 パーティションを外して利用する場合、椅子 だけなら150人まで利用が可能
	第2研修室	24人	
	第3研修室	30人	
	和室(小)	12人	学習会、会議等
	和室(大)	24人	
	ロビー		
2階	視聴覚室	45人	講座、講演会、映画会、人形劇、コーラス、会議等 ピアノ、ビデオプロジェクター設置 椅子だけの場合は、80人まで利用が可能
	録音室	10人	録音・ダビング(朗読テープ作成時)、会議等
	会議室	30人	会議等
	保育室		講座・講演会の一時保育 子ども用机・椅子、ベビーベッド、遊具等
	図書・資料室		閲覧9席、幼児コーナー、検索用インターネットコーナー
	交流コーナー		団体貸出しロッカー96団体用、印刷コーナー

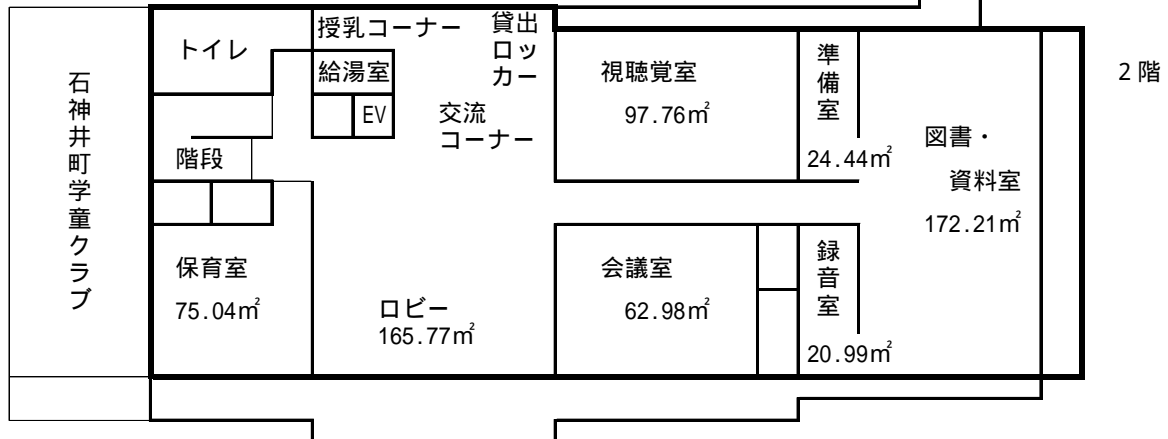
	施設名	定員	
2階	授乳コーナー		
	ロビー		
1階	相談室		個別相談室3室、相談コーナー
	事務室		

- (6) 開館時間 午前9時から午後9時30分まで
- (7) 休館日 年末年始（12月29日から1月3日）
- (8) 運営委員会 運営にあたっては、広く区民の意見を反映させるため「練馬区立男女共同  
参画センター運営委員会」を設置しています。  
委員数 20名  
任期 2年

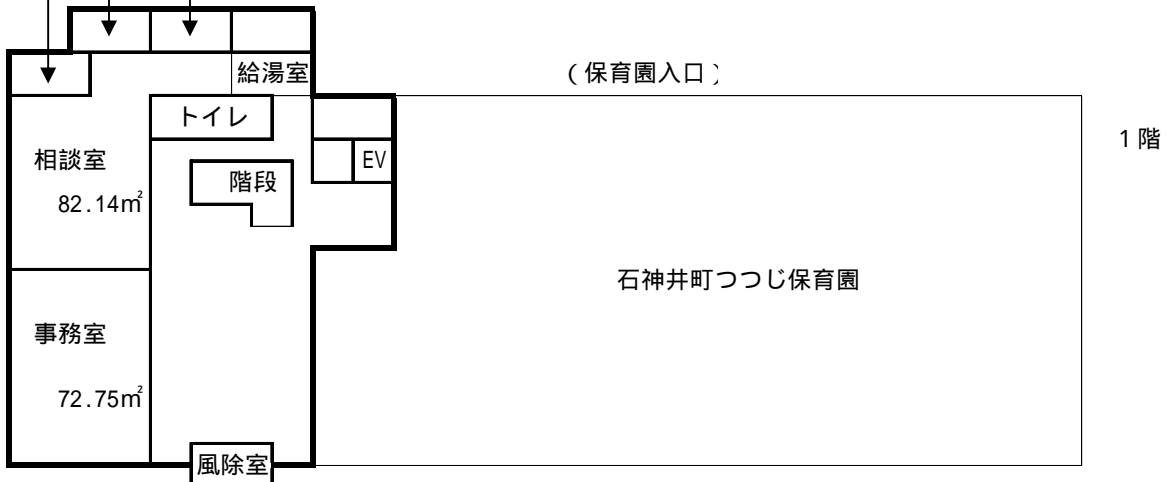
(9) 平面図



(学童入口)



個別相談室



## 事業のあらまし

### 男女共同参画の学習および交流推進事業

1 男女共同参画講座	回数	参加数	保育
(1) 図書・資料室講座 本の時間～ブックタイム	6	33	33
(2) 就職活動や地域活動をしている女性のためのエクセル基礎講座	6	58	0
(3) 就職活動や地域活動をしている女性のためのパワーポイント基礎講座	8	65	1
(4) 子育てママのイキイキ塾	10	159	89
(5) えーるシネサロン「そして父になる」	2	49	3
(6) 筋道を立てて話すレッスン～ディベート体験講座	4	93	4
(7) 働くお母さん応援講座～子どもの料理教室とママのアロマ(香油)作り	1	24	0
(8) コミュニケーション講座～聞く・聴く・訊くレッスン	1	24	2
(9) 働きたい女性のためのパソコンスキルアップ講座(ワード、エクセル)	8	78	3
(10) 子育てママの就活作戦講座	1	14	0
(11) えーるキッズ・エンジョイ・サマー	1	13	0
(12) えーるシネサロン「人生、いろいろ」	2	49	1
(13) 女性のためのプチ起業講座「得意なこと、好きなことを仕事に」	3	53	1
(14) えーるスクエア2015～「デートDV」を考える	2	62	1
(15) 就労支援講座「求人情報は人生を変える」	1	16	5
(16) アンガーマネジメント講座「怒りのコントロール術を学び、活かす」	1	30	5
(17) シルバーライフ準備講座	3	76	0
(18) 就労支援講座「知ってほしい労働条件チェックポイント」	1	10	3
(19) 女性の再就職セミナー「本当の私を表すためのレッスン」	3	32	8
(20) シングルマザーの暮らし「のりきり術」	2	36	11
(21) 女性のためのフェイスブック活用講座	2	18	0
(22) 災害と女性～大地震！その時あなたは？	2	41	5
(23) 女性参政権獲得70周年記念上映会「女性たちはいかにして参政権を得たか」	2	29	0
(24) 家族のゆくえ～結婚・非婚・子ども	1	51	0
(25) 出前ミニ講座	9	222	0
<b>2 区民企画講座</b>			
(1) パパと一緒に仲良しベビーダンス	1	40	0
(2) 女性の働き方～今働いているあなたへ、これから働く方へ	1	19	0
(3) 親子ふれあいミニコンサート	2	97	0
(4) ウーマノミクス自分のために生きる	3	60	5
(5) 女性の政治参加をふやそう～女性差別撤廃条約からクオータ制まで	1	-	-
(6) チェルノブイリ28年目の子どもたちパート	1	33	4
(7) 子育てママの防災講座～子どもを連れて避難。その先は？～	1	-	-
(8) 赤ちゃん・子どもの健康～化学物質の影響～	1	28	5
<b>3 男女共同参画センターえーるフェスティバル</b>	1	1,896	0
<b>合計 延べ人数</b>		3,508	189

上記1(4)子育てママのイキイキ塾の公開講座として実施。参加数および保育は上記1(4)に含む。

## 1 男女共同参画講座

(1)

講座名	図書・資料室講座 本の時間～ブックタイム		
講師	図書・資料相談員		
実施日	時間	参加数	保育
5月13日(水)	午前10時～正午	6	6
7月15日(水)	午前10時～正午	6	6
9月16日(水)	午前10時～正午	6	6
11月11日(水)	午前10時～正午	5	5
1月27日(水)	午前10時～正午	5	5
3月10日(木)	午前10時～正午	5	5

(2)

講座名	就職活動や地域活動をしている女性のためのエクセル基礎講座		
講師	斉藤弘子(MOSビジネススクールインストラクター)		
実施日	時間	参加数	保育
4月17日(金)	午後6時30分～8時	10	0
4月24日(金)	午後6時30分～8時	10	0
10月16日(金)	午後6時30分～8時	10	0
10月23日(金)	午後6時30分～8時	9	0
1月15日(金)	午後6時30分～8時	10	0
1月22日(金)	午後6時30分～8時	9	0

(3)

講座名	就職活動や地域活動をしている女性のためのパワーポイント基礎講座		
講師	地域ITリーダーの会会員		
実施日	時間	参加数	保育
4月25日(土)	午前9時30分～午後0時30分	10	0
4月25日(土)	午後1時30分～4時30分	10	0
7月25日(土)	午前9時30分～午後0時30分	6	1
7月25日(土)	午後1時30分～4時30分	7	0
10月24日(土)	午前9時30分～午後0時30分	8	0
10月24日(土)	午後1時30分～4時30分	8	0
1月23日(土)	午前9時30分～午後0時30分	10	0
1月23日(土)	午後1時30分～4時30分	6	0

(4)

講座名	子育てママのイキイキ塾		
講師	石田美枝子(キャリアカウンセラー) ほか		
実施日	時間	参加数	保育
5月19日(火)	午前10時～正午	16	9
6月16日(火)	午前10時～正午	15	8
6月30日(火)	午前10時～正午	17	8
7月14日(火)	午前10時～正午	13	8
9月15日(火)	午前10時～正午	16	11
9月29日(火)	午前10時～正午	16	10
10月13日(火)	午前10時～正午	19	8
10月27日(火)	午前10時～正午	28	15
11月10日(火)	午前10時～正午	7	5
11月24日(火)	午前10時～正午	12	7

10月13日・27日は、区民企画講座を公開講座として実施。

( 5 )

講座名	えーるシネサロン「そして父になる」		
講師	-		
実施日	時間	参加数	保育
5月22日(金)	午前10時～正午	22	3
5月22日(金)	午後1時30分～3時30分	27	0

( 6 )

講座名	筋道を立てて話すレッスン～ディベート体験講座		
講師	関根靖光(東京家政大学名誉教授)		
実施日	時間	参加数	保育
6月19日(金)	午前9時30分～正午	34	3
7月 3日(金)	午前9時30分～正午	21	1
7月17日(金)	午前9時30分～正午	19	0
7月31日(金)	午前9時30分～正午	19	0

( 7 )

講座名	働くお母さん応援講座 「子どもの料理教室とママのアロマ(香油)作り」		
講師	鈴木邦子(料理研究家) ほか		
実施日	時間	参加数	保育
6月28日(日)	午前10時30分～午後1時30分	24	0

( 8 )

講座名	コミュニケーション講座～聞く・聴く・訊くレッスン		
講師	岩井奈保美(キャリアコンサルタント)		
実施日	時間	参加数	保育
7月 9日(木)	午前10時～正午	24	2

( 9 )

講座名	働きたい女性のためのパソコンスキルアップ講座(ワード、エクセル)		
講師	地域ITリーダーの会会員		
実施日	時間	参加数	保育
7月28日(火)・29日(水)	午前9時30分～午後0時30分	10	2
7月28日(火)・29日(水)	午後1時30分～4時30分	10	0
7月30日(木)・31日(金)	午前9時30分～午後0時30分	9	1
7月30日(木)・31日(金)	午後1時30分～4時30分	9	0
12月1日(火)・2日(水)	午前9時30分～午後0時30分	10	0
12月1日(火)・2日(水)	午後1時30分～4時30分	10	0
12月3日(木)・4日(金)	午前9時30分～午後0時30分	10	0
12月3日(木)・4日(金)	午後1時30分～4時30分	10	0



(10)

講座名	子育てママの就活作戦講座		
講師	高原多嘉子(ハローワーク池袋マザーズコーナー就職支援ナビゲーター)		
実施日	時間	参加数	保育
9月17日(木)	午前10時30分～11時20分	14	0

(11)

講座名	えーるキッズ・エンジョイ・サマー 「お金と楽しく向き合う夏休み～遊んで学ぼうお金のイロハ」		
講師	谷浩明(ファイナンシャルプランナー)		
実施日	時間	参加数	保育
8月1日(土)	午前10時～正午	13	0

(12)

講座名	えーるシネサロン「人生、いろいろ」		
講師	-		
実施日	時間	参加数	保育
9月12日(土)	午前10時～正午	28	1
9月12日(土)	午後1時30分～3時30分	21	0

(13)

講座名	女性のためのプチ起業講座 「得意なこと、好きなことを仕事に」		
講師	古屋由美子(中小企業診断士)		
実施日	時間	参加数	保育
10月3日(土)	午前10時～正午	19	1
10月17日(土)	午前10時～正午	18	0
10月24日(土)	午前10時～正午	16	0

(14)

講座名	えーるスクエア2015～「デートDV」を考える		
講師	NPO法人青い空ほか		
実施日	時間	参加数	保育
11月14日(土)	午前10時～午後4時	28	0
11月15日(日)	午前10時～午後4時	34	1

(15)

講座名	就労支援講座「求人情報は人生を変える」		
講師	渡邊嘉子(元リクルート・エグゼクティブプランナー)		
実施日	時間	参加数	保育
11月28日(土)	午前10時～正午	16	5

(16)

講座名	アンガーマネジメント講座 「怒りのコントロール術を学び、活かす」		
講師	高田しのぶ(日本アンガーマネジメント協会公認ファシリテーター)		
実施日	時間	参加数	保育
12月5日(土)	午前10時～正午	30	5

(17)

講座名	シルバーライフ準備講座		
講師	河内よしい(行政書士)ほか		
実施日	時間	参加数	保育
12月8日(火)	午前10時~正午	27	0
12月15日(火)	午前10時~正午	25	0
12月22日(火)	午前10時~正午	24	0

(18)

講座名	就労支援講座 「知ってほしい労働条件チェックポイント」		
講師	八巻裕香(特定社会保険労務士)		
実施日	時間	参加数	保育
1月23日(土)	午後1時30分~3時30分	10	3

(19)

講座名	女性の再就職セミナー 「本当の私を表すためのレッスン」		
講師	堀江啓子(キャリアカウンセラー)		
実施日	時間	参加数	保育
1月29日(金)	午前10時~正午	11	2
2月5日(金)	午前10時~正午	10	3
2月12日(金)	午前10時~正午	11	3

(20)

講座名	シングルマザーの暮らし 「のりきり術」		
講師	赤石千衣子(NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長)ほか		
実施日(2日制)	時間	参加数	保育
1月31日(日)	午前10時~正午	19	6
2月7日(日)	午前10時~正午	17	5

(21)

講座名	女性のためのフェイスブック講座		
講師	長安透(マイクロソフトオフィスマスター)		
実施日	時間	参加数	保育
2月9日(火)	午前10時~正午	10	0
2月16日(火)	午前10時~正午	8	0

(22)

講座名	災害と女性~大地震!その時あなたは?		
講師	高橋洋(NPO法人災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事)ほか		
実施日	時間	参加数	保育
2月26日(金)	午前10時30分~正午	11	0
2月26日(金)	午後1時30分~4時30分	30	5

(23)

講座名	女性参政権獲得70周年記念上映会 「女性たちはいかにして参政権を得たか」		
講師	-		
実施日	時間	参加数	保育
3月4日(金)	午前10時30分～正午	13	0
3月4日(金)	午後1時30分～3時30分	16	0

(24)

講座名	家族のゆくえ～結婚・非婚・子ども		
講師	谷口洋幸(高岡法科大学准教授)ほか		
実施日	時間	参加数	保育
3月27日(日)	午後2時～4時30分	51	0

(25)

講座名	出前ミニ講座		
講師	石崎節子(男女共同参画センター専門員)		
実施日	時間	参加数	保育
5月26日(火)	1時間程度	55	0
6月11日(木)		12	0
8月3日(月)		27	0
8月30日(日)		8	0
9月1日(火)		23	0
9月10日(木)		30	0
10月22日(木)		19	0
11月20日(金)		23	0
12月6日(日)		25	0

## 2 区民企画講座

男女共同参画センターの講座事業の一部を、区内団体の方へ委託する、区民企画講座事業を実施しました。

これは、男女共同参画社会の実現のため、区内で活動している団体に講座を委託し実施することにより、地域社会に男女共同参画に関するネットワークを広げるためです。

(1)

講座名	パパと一緒に仲良しベビーダンス		
講師	田端久美子(日本ベビーダンス協会認定インストラクター)		
実施日	時間	参加数	保育
6月14日(日)	午後1時30分～3時	40	0

(2)

講座名	女性の働き方～今働いているあなたへ、これから働く方へ		
講師	猿田佐世（弁護士）		
実施日	時間	参加数	保育
7月12日（日）	午後1時30分～4時	19	0

(3)

講座名	親子ふれあいミニコンサート		
講師	藤川奈帆子（おとあーと研究室代表） ほか		
実施日	時間	参加数	保育
7月25日（土）	午前10時～11時45分	40	0
8月1日（土）	午前10時～11時45分	57	0

(4)

講座名	ウーマノミクス自分のために生きる		
講師	明智美澗（看護師） ほか		
実施日	時間	参加数	保育
9月26日（土）	午前10時～正午	14	0
9月26日（土）	午後1時～3時	23	3
9月26日（土）	午後3時15分～4時30分	23	2

(5)

講座名	女性の政治参画をふやそう - 女性差別撤廃条約からクオータ制まで		
講師	山下泰子（文京学院大学名誉教授）		
実施日	時間	参加数	保育
10月13日（火）	午前10時～正午	19	8

(6)

講座名	チェルノブイリ28年目の子どもたちパート		
講師	白石草（独立メディアOur Planet-TV代表）		
実施日	時間	参加数	保育
10月18日（日）	午後2時～4時	33	4

(7)

講座名	子育てママの防災講座 ～子どもを連れて避難。その先は？～		
講師	富川万美（NPO法人ママブラグ副代表）		
実施日	時間	参加数	保育
10月27日（火）	午前10時～正午	28	15

( 8 )

講座名	赤ちゃん・子どもの健康 ～化学物質の影響～		
講師	佐藤かな子（前東京都健康安全研究センター副参事研究員）		
実施日	時間	参加数	保育
10月25日（日）	午後1時30分～3時30分	28	5

### 3 男女共同参画センターえーるフェスティバル

「男女がともに輝く社会へ」をテーマに、2015男女共同参画センターえーるフェスティバルを、全館あげてのイベントとして、6月6日(土)・6月7日(日)に開催しました。

フェスティバルは、区民が男女共同参画の意識を深める機会にするとともに、日頃男女共同参画センターえーるで活動するサークルの成果の発表と、年齢や性別を問わず気軽に区民が参加・交流できる場の提供を目的として、男女共同参画センター運営委員会委員および公募による委員から構成されるフェスティバル実行委員会と区が共催して毎年実施しています。

入館者数	6月6日（土）	1,896人
	6月7日（日）	

#### オープニング

金管バンド演奏

6月6日（土）10:00～10:20

上石神井北小学校

よさこい

6月7日（日）10:00～10:20

よさこいチーム響

#### 視聴覚室での催し

6月6日(土)

フェイスストレッチセミナー

10:25～10:50 La blue bell

合唱

10:55～11:15 NPO法人童謡館東京

マジック

11:20～12:00 光が丘マジッククラブ

合唱

13:00～13:20 練馬区民生児童委員混声合唱団Wohl

フラダンス

13:25～13:45 Aloha

朗読パフォーマンス

13:50～14:20 朗読サークル「かたらい」

シャンソン

14:25～14:45 NPOウェルカム石神井公園シャンソン教室

朗読・手遊び

14:50～15:20 花朗読の会

## フラダンス

15:25～15:55 ヘノヘノ&ミノアカ

## 演劇

16:00～16:15 B Pプロジェクト

## 6月7日(日)

### 合唱

10:25～10:45 シャルウィ S I N G・ママと一緒にABC

### 合唱

10:50～11:10 コールセピア

### 合唱

11:15～11:35 ベーシック

### 合唱

11:40～12:10 女声合唱団 こーる・ぼぷり

### トーンチャイム演奏

12:15～12:45 石神井公園ベルサークル

### 特別講演会 イクメン東大教授が語る「爆笑！女と男の社会学」

14:00～16:00 講師：瀬地山 角

## 会議室での催し

6月6日(土)

10:30～12:00 講演「女性の政治参画を考える」

- クオータ制を実施した東アジアと日本を比較する -

12:30～13:30 練馬区健康いきいき体操

13:30～15:30 講演「大介護時代に備えて！」

6月7日(日)

11:00～12:00 ワークショップ 男女共同参画クッキング - 生野菜で免疫力アップ  
「食物が心と身体を作る」

12:30～13:30 健康体操

## 1階相談室での催し

6月6日(土)、7日(日)

10:30～12:00 お話広場(認知症チェック・転倒防止カルタ)

## 保育室での催し

6月6日(土)

10:30～12:00 子育ておしゃべりサロン

13:00～14:30 みんなでタイソ-

6月7日(日)

10:30～12:00 こども縁日(弓矢づくり、けん玉道場、テルテル坊主のチャームづくり)

## 手作り体験

6月6日(土)

午前

レインボー会手芸教室(ビーズフラワー)

区民の健康を考える会(牛乳パックで一輪ざし)

午後

新日本婦人の会練馬支部(新聞ちぎり絵)

石神井折り紙サークル

6月7日(日)

午前

和紙絵画草美会(ひまわり色紙)

レインボー会手芸教室(ビーズフラワー)

午後

和紙絵画草美会(ひまわり色紙)

フラワーアレンジ「K」の会(フラワーペット)

## 展示コーナー

女性の生き方部会

食育応援部会

CPCクラブ

皓仙書道会

景行書道会

男女共同参画推進懇談会

(人権・男女共同参画課)

男女共同参画センターえーる

キルト・ピンクッション

レンゲショウマの会

松の実会

和紙絵画 草美会

レインボー会手芸教室

石神井折り紙サークル

新日本婦人の会練馬支部

フラワーアレンジ「K」の会

樹の会

木彫同好会(木の舞)

てづくりの会えこっこ

ALBUM WORKS

ちくちく手づくりの会

区民の健康を考える会

石神井・冒険遊びの会

ひとねっと

ハッピーひろば

## 販売コーナー

朝まんじゅうの販売

福島県埴町野菜等販売

障害者福祉団体によるクッキー等販売

## 図書・資料室

本のリサイクル ブックカバーの配布など

## クイズラリー

会場内の展示や催しをヒントにクイズラリーを行いました。

## 男女共同参画団体等に対する活動の場の提供に関する事業

### 1 貸出施設の利用（会議室等および付帯設備）

(1) 利用対象 練馬区に在住・在勤または在学している方、および、これらの方を主な構成員とする団体です。

#### (2) 利用申請

受付開始日 登録団体 - 利用日の2か月前の月の1日から  
 上記以外 - 利用日の2か月前の月の25日から  
 受付時間 午前9時～深夜0時（システム運休日を除く）  
 抽選や予約の確認は午前7時から

#### (3) 施設および付帯設備使用料（平成28年3月31日現在）

施設名	午前(9:00～12:00)	午後(1:00～5:00)	夜間(6:00～9:30)
会議室	1,800円	2,400円	2,100円
視聴覚室	3,300円	4,400円	3,900円
第1研修室	1,200円	1,600円	1,400円
第2研修室	1,200円	1,600円	1,400円
第3研修室	1,200円	1,600円	1,400円
和室(小)	600円	800円	700円
和室(大)	1,200円	1,600円	1,400円
録音室	600円	800円	700円
保育室	900円	1,200円	1,100円
保育室(目的外)	2,100円	2,800円	2,500円
付帯設備	ピアノ		(各時間帯につき) 1,000円
	ビデオプロジェクター		(各時間帯につき) 1,000円

「男女共同参画センター登録団体」が利用するときは、5割減額です。

#### (4) 団体登録 登録要件は、以下のとおりです。(平成22年4月1日 改正)

- 1 団体の構成員が10人以上であること
- 2 団体の構成員の7割以上が、区内在住、在勤、在学であること
- 3 団体の代表者が練馬区民であること
- 4 男女共同参画センターの設置目的(男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与する団体であること)

#### 登録申請

登録申請書に団体規約(会則)、活動報告書、活動計画書、会員名簿、登録団体名簿を添付して申請します。(練馬区公共施設予約システムカードをすでにお持ちの場合はカードの提示が必要です。)カードをお持ちでない場合は、登録申請により、カードを発行いたします。



男女共同参画団体(平成28年4月1日現在)

	分類	団体数
	人権・男女平等に関する活動団体 男女平等・女性史・ワークライフバランスなどの研究・学習・活動	13
	地域活動団体 障害者・子育て・青少年・高齢者支援などの活動	90
	文化・学習等に関する活動団体 語学・歴史・外国文化の学習・合唱などを通して男女共同参画社会実現を目指す活動	138
	合計	241

【コラム】男女共同参画センター出前ミニ講座について

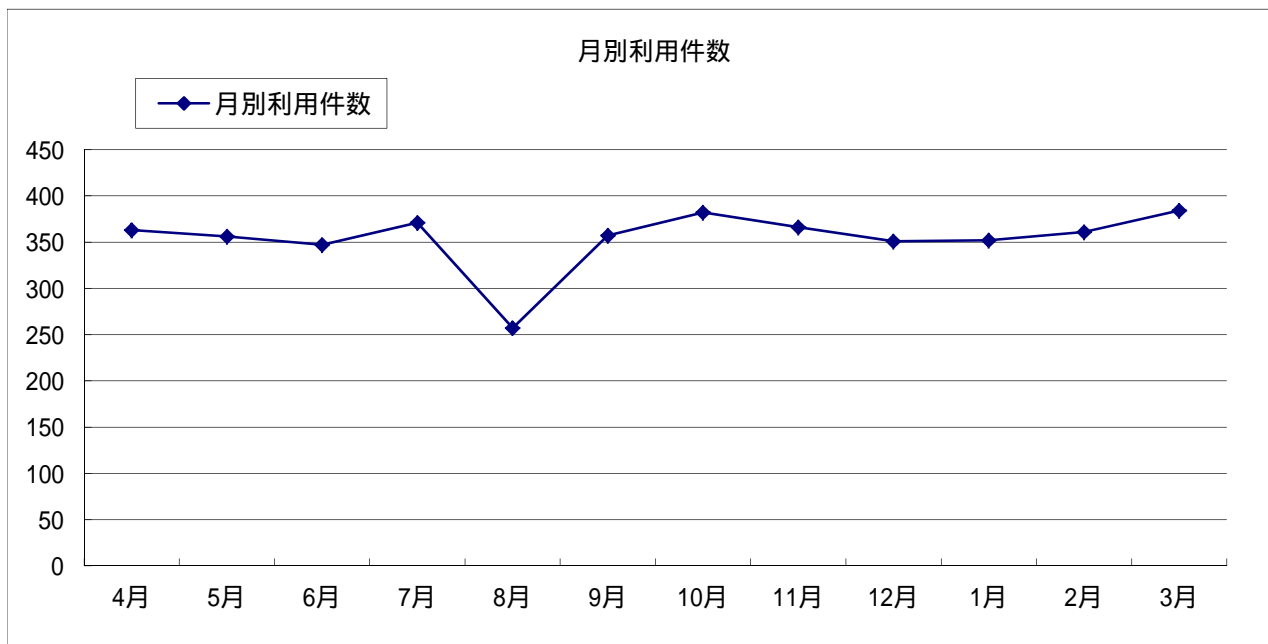
「男女共同参画センターえーる」の名称には、区民にとってまだまだ馴染みの薄い「男女共同参画」という文字があります。そこで、当センターでは利用登録団体から都合の良い日時を申し出てください、職員によるセンターの設置目的をご理解いただきながら、男女共同参画の理念に触れていただく機会を提供することにしました。

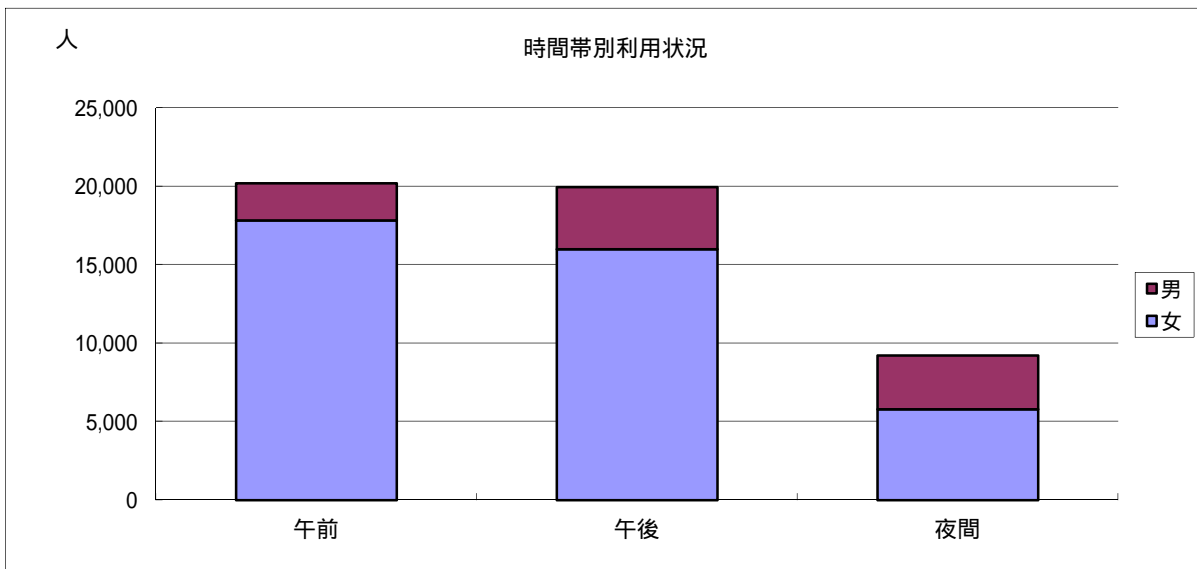
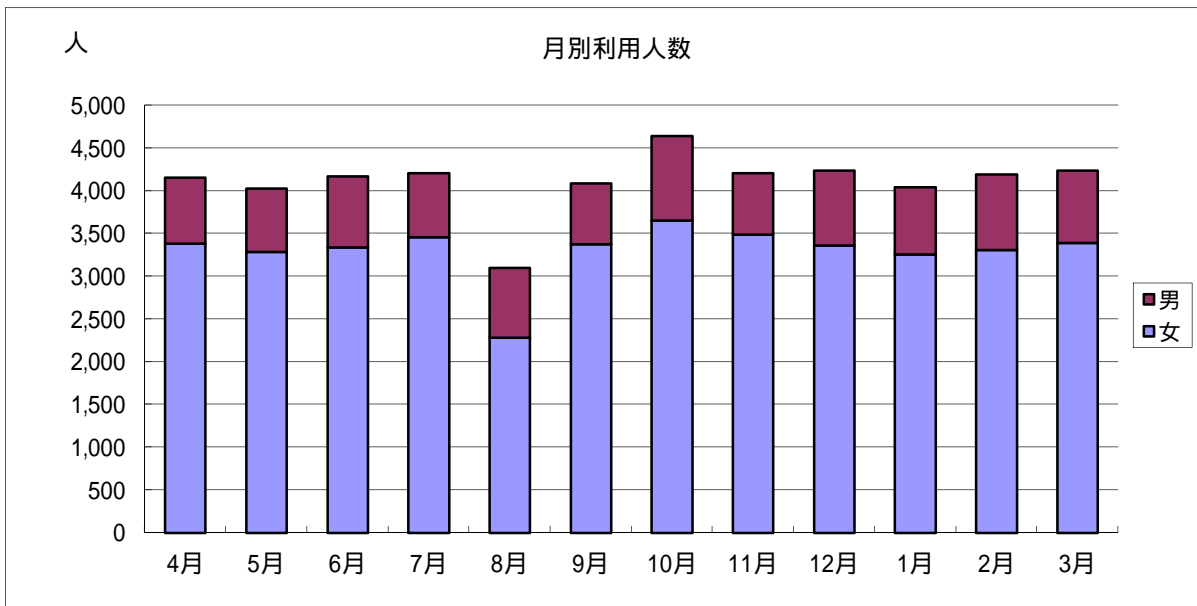
いつもの活動仲間と一緒にミニ講座に参加した方々は、講座終了後も男女平等についての会話が弾み、日頃の活動や暮らしをみなおすきっかけにもなっていると、ご好評をいただいています。

## 2 利用状況

(1) 月別・時間帯別利用状況(録音室・保育室・交流コーナーの利用者を除く)

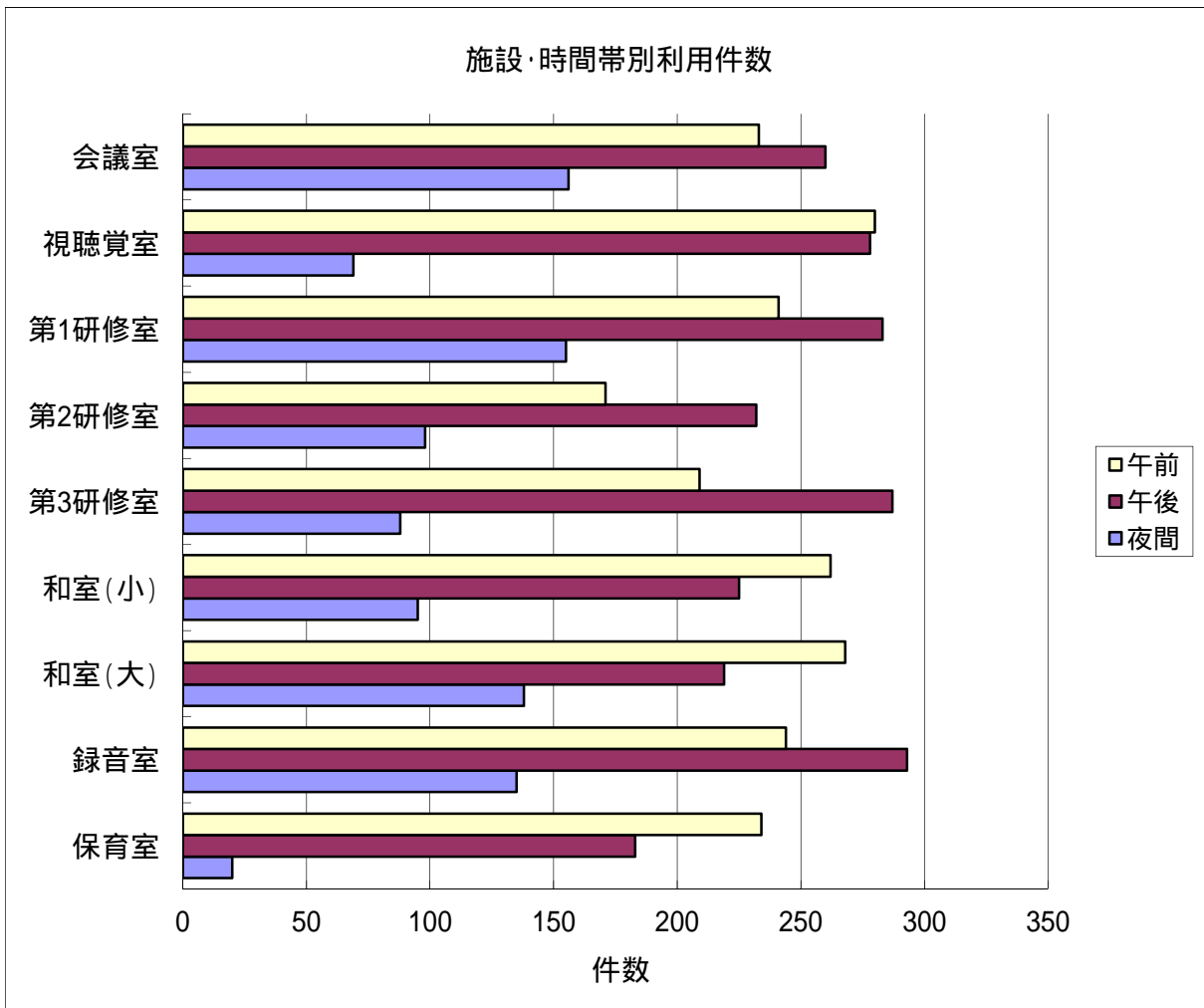
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
午前	利用件数	141	137	140	146	91	145	147	153	146	138	138	142	1,664	
	利用人数	男	159	156	234	190	157	156	272	177	246	200	197	210	2,354
		女	1,456	1,438	1,590	1,514	895	1,557	1,688	1,663	1,589	1,559	1,421	1,450	17,820
		計	1,615	1,594	1,824	1,704	1,052	1,713	1,960	1,840	1,835	1,759	1,618	1,660	20,174
午後	利用件数	159	151	142	150	103	147	154	150	149	148	160	171	1,784	
	利用人数	男	345	281	320	301	344	252	363	284	333	319	435	381	3,958
		女	1,417	1,336	1,311	1,400	924	1,337	1,374	1,361	1,396	1,247	1,431	1,441	15,975
		計	1,762	1,617	1,631	1,701	1,268	1,589	1,737	1,645	1,729	1,566	1,866	1,822	19,933
夜間	利用件数	63	68	65	75	63	65	81	63	56	66	63	71	799	
	利用人数	男	266	299	276	255	316	304	355	254	298	274	254	251	3,402
		女	512	514	438	547	459	481	592	466	375	446	455	501	5,786
		計	778	813	714	802	775	785	947	720	673	720	709	752	9,188
合計	利用件数	363	356	347	371	257	357	382	366	351	352	361	384	4,247	
	利用人数	男	770	736	830	746	817	712	990	715	877	793	886	842	9,714
		女	3,385	3,288	3,339	3,461	2,278	3,375	3,654	3,490	3,360	3,252	3,307	3,392	39,581
		計	4,155	4,024	4,169	4,207	3,095	4,087	4,644	4,205	4,237	4,045	4,193	4,234	49,295





(2) 施設別利用状況 (録音室・保育室・交流コーナーの利用者を除く)

施設 \ 時間	午前		午後		夜間		合計	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数
会議室	233	2,632	260	3,252	156	1,219	649	7,103
視聴覚室	280	6,283	278	5,673	69	1,444	627	13,400
第1研修室	241	2,653	283	3,165	155	2,732	679	8,550
第2研修室	171	1,928	232	2,103	98	1,293	501	5,324
第3研修室	209	2,392	287	2,474	88	1,010	584	5,876
和室(小)	262	2,313	225	1,259	95	515	582	4,087
和室(大)	268	1,973	219	2,007	138	975	625	4,955
合計	1,664	20,174	1,784	19,933	799	9,188	4,247	49,295



### (3) 付帯設備利用状況

設 備	利用件数
ピアノ	433
ビデオプロジェクター	99

### (4) その他

#### 交流コーナー

個人、団体、自主活動グループ相互の交流の場として、交流コーナーを設置しています。  
誰もが気軽に自由に利用できるロビー的なスペースで、会議・学習・懇談等に利用されています。

#### 貸出ロッカー

96団体分のロッカーを設置し、登録団体に貸し出しています。(1年毎に更新)

#### 掲示板

情報提供、情報交換に活用しています。

## 相談事業

### 1 事業内容

気軽に安心して相談できる場として、各種相談事業を実施しています。

相談名		相談日	相談時間
総合相談		毎日	午前9時～午後7時 (祝休日は午後5時まで)
専門相談	心の相談(カウンセリング) 【予約制】	月～土曜日	午前10時～午後7時 (祝休日は午後5時まで)
	配偶者等の暴力に対する(DV) 専門相談 【予約制】	月曜日 水曜日・金曜日 (第一金曜日を除く)  第一金曜日 (練馬区区民相談所で実施)	午前9時～午後5時 午前10時～午後7時 (祝休日は午後5時まで)  午前9時～午後5時 (祝休日は休み)
	法律相談 【予約制】 法律相談の予約は、相談日の一週間前の午前9時から受付	土曜日 (祝休日を除く)	午後1時～午後4時 (1人30分間)

(いずれも年末年始・休館日を除く)

### 2 相談実績

#### (1) 総合相談件数

相談内容	来所	電話	文書	計
人権・身の上	58	1,171	0	1,229
暴力	44	119	0	163
婚姻	0	1	0	1
離婚	7	25	0	32
子育て(就学前)	0	5	0	5
児童・虐待	2	12	0	14
教育	2	15	0	17
就職・転業	1	28	0	29
職場・労働	0	71	0	71
セクハラ	0	0	0	0
健康問題	5	30	0	35

相談内容	来所	電話	文書	計
福祉・介護	4	17	0	21
国保・年金・税務	0	5	0	5
戸籍住民登録	0	4	0	4
相続	0	10	0	10
金銭・保証	1	15	0	16
住まい	0	17	0	17
交通事故	3	4	0	7
その他の相談	11	106	0	117
予約(変更)受付	40	1,176	0	1,216
雑件	24	125	0	149
計	202	2,956	0	3,158

## (2) 心の相談(カウンセリング)件数

相談の内容		面接		電話		計		合計
		女	男	女	男	女	男	
自分自身の問題	生き方	99	15	0	0	99	15	114
	心理	118	11	0	0	118	11	129
	進路	0	0	0	0	0	0	0
	その他	44	1	0	0	44	1	45
人間関係	夫婦関係	135	4	0	0	135	4	139
	親子関係	74	7	0	0	74	7	81
	嫁姑関係	3	0	0	0	3	0	3
	家族関係	104	6	1	0	105	6	111
	親族関係	1	1	0	0	1	1	2
	近隣関係	2	2	0	0	2	2	4
	職場関係	5	0	0	0	5	0	5
	友人関係	7	1	0	0	7	1	8
	男女関係	4	1	0	0	4	1	5
	総合的な関係	7	0	0	0	7	0	7
教育	教育問題	0	0	0	0	0	0	0
	その他	11	0	0	0	11	0	11
健康	身体の病気	3	0	0	0	3	0	3
	精神の病気	4	7	0	0	4	7	11
	心身の病気	3	0	0	0	3	0	3
	その他	0	0	0	0	0	0	0
合計		624	56	1	0	625	56	681
実人数		419	38	1	0	420	38	458

(3) 配偶者等の暴力に対する(DV)専門相談件数

相談内容	来所	電話	文書	計
配偶者からの暴力	456	1	0	457
元配偶者からの暴力	114	0	0	114
生活の本拠を共にする(した)交際相手からの暴力	1	0	0	1
交際相手からの暴力(デートDV)	4	0	0	4
子どもからの暴力	7	0	0	7
その他からの暴力	13	0	0	13
合計	595	1	0	596

(4) 法律相談件数

相談内容	計			
土地・家屋	20			
借地・借家	33			
相隣関係	17			
相続・遺言	107			
金銭(サラ金)	29			
契約不履行	7			
損害賠償	9			
商 事	1			
夫婦関係・離婚	62			
男女関係	6			
親子関係	6			
労 働	16			
登 記	1			
人 権	2			
刑事・少年	4			
交通事故	10			
その他	48	(内訳)	女性	244人
合計	378		男性	134人

## 男女共同参画に関する調査・研究、資料収集、情報提供事業

### 1 事業内容

図書・資料室を設置し、男女共同参画の推進に関する学習・研究活動に必要な資料の収集・整理、情報提供等を行っています。

図書・資料室には、閲覧席（9席）、検索用インターネットコーナー、児童書コーナーを設け、誰もが自由に利用できます。

男女共同参画の推進に関する図書・資料の収集、整理および貸し出し

区・都・国の男女共同参画に関する行政資料および女性団体・住民団体・自主グループ等の資料収集

男女共同参画の推進に係る学習に関する図書案内および読書相談

男女共同参画の推進に関する調査研究・啓発（パネル展示）

男女共同参画の推進に関する、新聞記事の切り抜きを図書・資料室に掲示。

情報ライブラリーニュース「すてっぷ」の発行（隔月発行、A4判）

検索用インターネットの設置

### 2 図書・資料室案内

#### （1）開室日・時間

開室日 休館日を除く毎日

開室時間 午前9時から午後9時30分

（男女共同参画の推進に係る学習に関する図書案内・読書相談と検索用インターネットの利用は午後5時まで）

#### （2）貸出利用

貸出対象 区内在住・在勤・在学者

登録 利用については登録制（有効期限 5年）

貸出冊数 1人6冊

貸出期間 4週間

#### （3）蔵書数（平成28年3月31日現在）

一般図書 12,294冊

行政資料 2,535種

団体資料 729種（逐次刊行物、女性関係新聞を含む）

雑誌 15誌

#### 一般図書蔵書構成

分類	総記	心理	歴史	社会学	自然科学	生活	産業	芸術	言葉	文学	計
	(0門)	(1門)	(2門)	(3門)	(4門)	(5門)	(6門)	(7門)	(8門)	(9門)	
冊数	111	509	974	4,604	685	682	127	521	164	3,917	12,294
%	0.9%	4.2%	7.9%	37.4%	5.6%	5.6%	1.0%	4.2%	1.3%	31.9%	100%

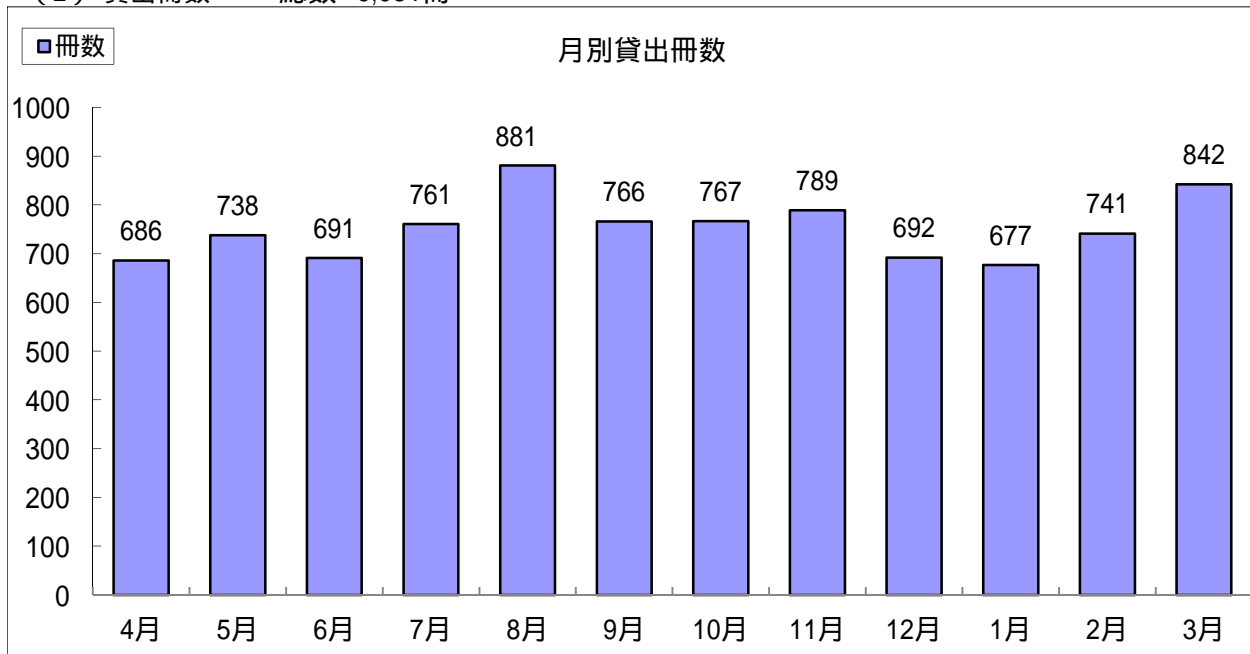


### 3 図書・資料室利用状況

(1) 登録者数(平成28年3月31日現在)

合計 1,425人(平成27年度登録者 271人)

(2) 貸出冊数 総数 9,031冊



(3) リクエスト処理状況 受付件数 675件

(4) レファレンス件数 受付件数 76件

(5) 検索用インターネット件数 受付件数 262件

### 4 情報提供

(1) 情報ライブラリーニュース「すてっぷ」の発行 発行部数 2,204部(年6回発行)

(2) 「男女共同参画センターえ-るだより」の発行 発行部数 10,500部(年4回発行)  
指定管理者発行

## 男女共同参画センター運営委員会開催状況

構成： 17名（学識経験者 4名、登録団体公募 7名、一般公募6名）  
平成28年3月31日現在

任期： 1期2年

招集： 4回

期	開催月日	議 題
第 14 期	第4回 H27.4.20	(1) 利用者アンケートについて (2) 利用者懇談会について (3) 事業について (4) 検討部会について
	第5回 H27.7.13	(1) えーるフェスティバル報告について (2) 広報・PR等検討部会視察報告 (3) 部会活動
	第6回 H27.10.20	(1) 平成27年度事業・出前講座実施状況報告について (2) 平成28年度講座事業について (3) 区民企画講座について (4) 施設予約における1時間単位利用の導入について
	第7回 H28.1.25	(1) 「練馬区の『これから』を考える～区政の改革に向けた資料～」について (2) 平成28年度事業について (3) 区民企画講座について (4) 平成27年度講座実施状況について (5) 平成27年度利用者アンケートについて (6) 指定管理者の管理運営状況評価について

# 練馬区立男女共同参画センター条例

昭和 61 年 12 月 12 日

条例第 47 号

注 平成 17 年 7 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この条例は、練馬区立男女共同参画センター(以下「センター」という。)の設置、管理、運営および利用について必要な事項を定めることにより、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(平 22 条例 10・全改)

(名称および位置)

第 2 条 センターの名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
練馬区立男女共同参画センター	東京都練馬区石神井町八丁目 1 番 10 号

(平 22 条例 10・一部改正)

(運営)

第 3 条 区長は、センターの運営に当たっては区民の参加を積極的に進め、民主的に行うものとする。

(事業)

第 4 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、つぎに掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に係る学習の機会および場の提供に関する事業
- (2) 男女共同参画の推進に係る団体および個人の相互交流の機会および場の提供に関する事業
- (3) 女性に係る相談その他の男女共同参画に係る相談に関する事業
- (4) 前 3 号に掲げる事業に係る調査・研究ならびに情報の収集および提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(平 22 条例 10・一部改正)

(施設)

第 5 条 センターに、つぎの各号に掲げる施設を設ける。

- (1) 研修室
- (2) 視聴覚室
- (3) 録音室
- (4) 会議室
- (5) 和室
- (6) 保育室
- (7) 図書・資料室
- (8) 相談室
- (9) 連絡交流室
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

(休館日)

第 6 条 センターの休館日は、1 月 1 日から同月 3 日までおよび 12 月 29 日から同月 31 日までとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(平 17 条例 44・一部改正)

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 区長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(利用者の範囲)

第8条 センターを利用できる者の範囲は、つぎのとおりとする。

- (1) 練馬区(以下「区」という。)の区域内に住所を有する者
- (2) 区の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者
- (3) 区の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 前3号に規定する者を主な構成員とする団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、センターの管理運営に支障がなく、区長が認める者

(利用の手続等)

第9条 センターの施設および備付器具(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める施設を利用する場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第10条 区長は、つぎの各号の一に該当するときは、前条第1項の利用の承認をしない。

- (1) 第16条第1項各号に規定する禁止行為をするおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第11条 センターの施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 センターの備付器具の使用料は、1利用単位につき1,000円の範囲内で規則で定める。

3 第9条の規定により利用の承認を受けた者は、前2項に規定する使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 区長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項または第2項に規定する使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用の承認を受けた者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第15条 区長は、つぎの各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

- (1) 利用の目的または条件に違反したとき。
- (2) この条例または区長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の理由により施設等の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(禁止行為)

第16条 センターの施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、センター内においてつぎの行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を害する行為
- (2) 営利を目的とする行為

(3) この条例または区長の指示に違反する行為

2 区長は、センターに入館した者が前項各号に規定する行為を行ったときは、その者に対して、必要な措置をとることができる。

(原状回復の義務)

第 17 条 利用者は、センターの施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第 15 条の規定により承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第 18 条 利用者は、センターの施設等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 19 条 区長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理を行わせるものとする。

(平 17 条例 44・追加)

(業務の範囲)

第 20 条 センターの指定管理者は、つぎに掲げる業務を行う。

- (1) 第 4 条第 1 号および第 2 号に規定する事業に関する業務
- (2) 第 9 条に規定する利用の承認および第 10 条に規定する利用の不承認に関する業務
- (3) 第 15 条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (4) センターの施設、付属設備および物品の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

(平 17 条例 44・追加、平 23 条例 23・一部改正)

(指定管理者の指定の手續)

第 21 条 第 19 条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(平 17 条例 44・追加)

第 22 条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、つぎに掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) センターの運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) センターの設置の目的を効果的に達成することができるものであること。
- (3) センターの施設、付属設備および物品の適切な維持管理を行うことができるものであること。
- (4) センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (5) センターの管理を安定して行うための物的能力および人的能力を有していること。

2 区長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(平 17 条例 44・追加)

(管理の基準)

第 23 条 指定管理者は、つぎに掲げる基準により、センターの管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設、付属設備および物品の維持管理を適切に行うこと。

(平 17 条例 44・追加)

(利用料金)

第 24 条 指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として利用者から収受することができる。

2 前項の規定により指定管理者が収受することができる利用料金の額は、第 11 条第 1 項および第 2 項に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、区長が別に定める基準に従い、収受する利用料金の額を減額し、または免除することができる。

4 指定管理者は、区長が別に定める基準に従い、収受した利用料金の全部または一部を還付することができる。

(平 17 条例 44・追加)

(委任)

第 25 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平 17 条例 44・旧第 19 条繰下)

付 則

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 15 条までおよび第 19 条の規定は、昭和 62 年 2 月 1 日から施行する。

付 則(平成 3 年 3 月条例第 9 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 5 年 3 月条例第 14 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年 3 月条例第 9 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立練馬女性センター条例別表に規定する使用料については、平成 9 年 7 月 1 日以後の利用に係る分について適用し、同年 6 月 30 日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(平成 11 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 3 月条例第 8 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立練馬女性センター条例の規定は、平成 14 年 7 月 1 日以後の利用について適用し、同年 6 月 30 日以前の利用については、なお従前の例による。

付 則(平成 17 年 7 月条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 3 月条例第 10 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 6 月条例第 23 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 10 月条例第 50 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立男女共同参画センター条例別表の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

別表(第 11 条関係)

(平 27 条例 50・一部改正)

利用 単位 施設		午前	午後	夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分 まで
第 1 研修室		1,200 円	1,600 円	1,400 円
第 2 研修室		1,200 円	1,600 円	1,400 円
第 3 研修室		1,200 円	1,600 円	1,400 円
視聴覚室		3,300 円	4,400 円	3,900 円
録音室		600 円	800 円	700 円
会議室		1,800 円	2,400 円	2,100 円
和室	大	1,200 円	1,600 円	1,400 円
	小	600 円	800 円	700 円
保育室		900 円	1,200 円	1,100 円

#### 備考

- 1 保育室を保育施設以外として利用する場合の使用料は、午前にあつては 2,100 円、午後にあつては 2,800 円、夜間にあつては 2,500 円とする。
- 2 この表に掲げる施設については、規則で定める場合において、午前 9 時から午後 9 時までの間にあつては 1 時間単位、午後 9 時から午後 9 時 30 分までの間にあつては 30 分単位で利用することができる。
- 3 前項の場合における使用料は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。)とする。
  - (1) 午前 9 時から正午までの間で 1 時間単位で利用する場合 午前の利用単位の規定使用料の 1 時間単位に相当する額
  - (2) 正午から午後 6 時までの間で 1 時間単位で利用する場合 午後の利用単位の規定使用料の 1 時間単位に相当する額
  - (3) 午後 6 時から午後 9 時までの間で 1 時間単位で利用する場合 夜間の利用単位の規定使用料の 1 時間単位に相当する額
  - (4) 午後 9 時から午後 9 時 30 分までの間で 30 分単位で利用する場合 夜間の利用単位の規定使用料の 30 分単位に相当する額

## 練馬区立男女共同参画センター運営委員会設置要綱

昭和 63 年 5 月 27 日

練区活発第 4021 号

( 目的および設置 )

第 1 条 練馬区立男女共同参画センター条例(以下「条例」という。)第 4 条に規定する事業の円滑な推進を図るため、練馬区立男女共同参画センター運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

( 所掌事務 )

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、つぎの各号の事項について意見をとりまとめ、総務部人権・男女共同参画課長(以下「課長」という。)へ報告するものとする。

- (1) 男女共同参画センターの施設の利用および運営に関する事
- (2) 事業の計画に関する事
- (3) その他この目的を達成するために必要な事

( 構成 )

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長および副委員長は、第 3 項に定める委員の中から互選により選出する。

3 委員は、つぎに掲げる者の中から区長が委譲した者 20 名程度をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4 名程度
- (2) 男女共同参画センター登録団体の構成員からの公募による者 8 名程度
- (3) 一般公募による者 8 名程度

( 委員長および副委員長の職務 )

第 4 条 委員長は、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

( 任期 )

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項により再任される委員の再任については、通算して 3 期を限度とする。

( 招集 )

第 6 条 委員会は、課長が必要に応じて招集する。

( 意見等の聴取 )

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、資料の提出を求め、意見の聴取等を行うことができる。

( 庶務 )

第 8 条 委員会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課男女共同参画担当係が担当する。

( 委任 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営につき、必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。



付 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に委員として委嘱されている者については、第 5 条第 1 項の規定により選任されたものとみなし、その再任限度は第 5 条第 2 項の規定にかかわらず従前の例による。

付 則（平成 18 年 3 月 29 日 17 練総人第 609 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 19 日 21 練総人第 657 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 19 日 23 練総人第 545 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

男女共同参画センターえーる事業概要

(平成27年度事業実績)

平成28年9月発行

練馬区総務部人権・男女共同参画課

〒176 - 8501

東京都練馬区豊玉北6 - 12 - 1

電話 03(5984)4518